

(仮称) 東金町運動場多目的広場について

1 施設設置についての経緯

東京都は平成19～21年度に、東金町八丁目の水元公園内に都民の憩いの広場(草地の広場)の整備計画を進めた。葛飾区はその広場をスポーツ広場としても使用できるように要望してきた。これに応じて、東京都は単に草地ではなくティフトン芝の広場に変更し、当初案にはなかったフェンスも設置し整備した。この(仮称)東金町運動場多目的広場(以下「多目的広場」という。)については、東京都と葛飾区の間で、平成23年4月1日付けで葛飾区が都市公園法第5条第2項の規定に基づく管理許可を受けるための事務手続きをした。さらに昨年11月から12月の土・日曜日に、サッカー、ラグビー、グラウンド・ゴルフの各協会に試し使用を依頼し参考意見を聴きながら、管理手法について検討・調整を進めている。

2 多目的広場の広さ及び仕様

面積 : 13,877.6㎡
仕様 : ティフトン芝(グラウンド部分)
外周 : 4mから1.15mの高さの外周フェンス設置
照明 : 照明灯はなし。ただし、フェンス四方に街園灯設置

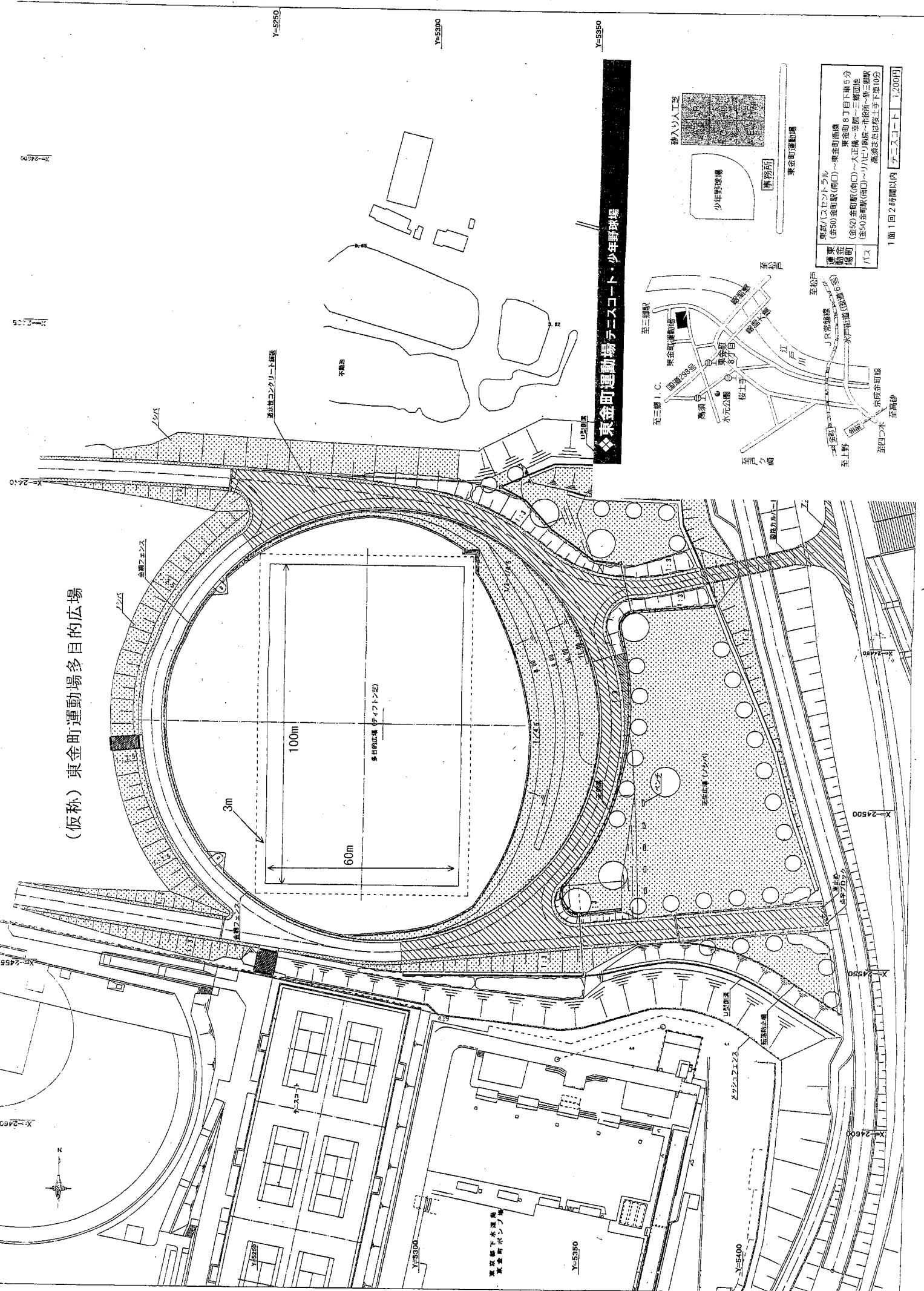
3 葛飾区の方針

多目的広場の維持管理及び運用については、葛飾区が管理権原を取得し、指定管理を行い、天然芝の多目的広場として良好な状態を維持することを考えている。利用可能なスポーツとして、サッカー、ラグビー、グラウンド・ゴルフなどが考えられ利用者には天然芝でスポーツする爽快感、或いは充実感を与えることができ、一層のスポーツ振興に寄与することと考えている。葛飾区はこの広場をスポーツ広場として、また一般区民・都民が憩える広場として開放する葛飾区体育施設として設置し提供していく方針である。

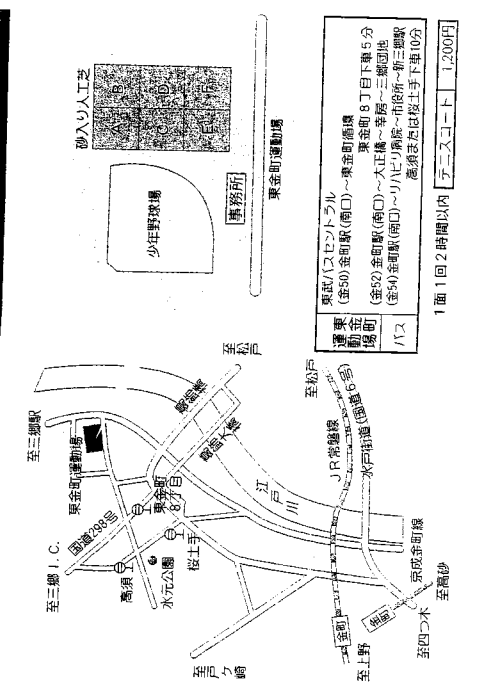
4 スケジュール

- | | | |
|-----|---------|--|
| (1) | 平成23年2月 | 都市公園法に基づく管理許可申請 |
| (2) | 〃 3月 | 都市公園法に基づく管理許可書受理 |
| (3) | 〃 4月 | 葛飾区による維持管理開始(委託管理)
不陸整正や芝の養生のため利用中止 |
| (4) | 〃 5月～8月 | プレ使用期間 |
| (5) | 〃 7月 | 体育施設条例、規則改正 |
| (6) | 〃 8月 | 9月、10月利用分の抽選受付開始 |
| (7) | 〃 9月 | 体育施設として使用料を徴収し利用開始(指定管理) |

(仮称) 東金町運動場多目的広場



◆ 東金町運動場テニスコート・少年野球場



バス	東武バスセントラル (金20) 金町駅(南口)~東金町運動場 東金町9丁目上野5分
バス	(金22) 金町駅(南口)~大江橋~葛飾区三郷 三郷駅
バス	(金54) 金町駅(南口)~江川橋~市役所~新三郷駅 新三郷駅
バス	高須まで徒歩15分

1面 1回2時間以内 | テニスコート 1,200円